



国海查第 327 号の 4
平成 24 年 11 月 29 日

社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 斎藤 弘 殿

国土交通省 海事局

検査測度課長 園田 敏彦



型式承認相当業務の省令施行前実施について

いわゆる舶用品等の型式承認制度においては、当該舶用品等のプロトタイプが法令に定められた技術基準に適合していることを判定することとしています。したがって、新たに船舶安全法(昭和 8 年法律第 11 号)第 2 条第 1 項の国土交通省令、又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号)第 5 条第 4 項、第 9 条の 3 第 2 項、第 10 条の 2 第 2 項、第 19 条の 24 第 2 項若しくは第 19 条の 26 第 2 項に規定する技術上の基準(以下「省令等」という。)が制定又は改正される場合においては、当該省令等が施行された後でなければ船舶安全法第 6 条ノ 4 第 1 項の規定及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 19 条の 49 第 1 項により準用する船舶安全法第 6 条ノ 4 第 1 項の規定に基づく型式承認の対象となる船舶又は物件(船舶等型式承認規則別表第 1 若しくは海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則別表第 1 に掲げられているもの、又は省令等の施行後に船舶等型式承認規則別表第 1 若しくは海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則別表第 1 に掲げられるものをいう。以下「型式承認対象物件」という。)は新基準に基づく型式承認を受けることができません。

このため現状では、新しい技術基準に適合した船舶又は物件の市場流通が遅れ船舶への搭載等に支障が生じる恐れがあることから、製造者及び船舶所有者等より新しい技術基準に適合した船舶又は物件を省令等の施行前であっても市場に流通させることができると想定されるよう要望が出されています。

については、省令等の施行後に型式承認を受けることを前提として、省令等の施行前であっても型式承認対象物件の新しい技術基準への適合性を確認する手続きを新たに設けて、その事務取扱要領を下記のとおり定めましたので、お知らせ致します。

なお、本手続きは平成 24 年 11 月 29 日から適用致します。

記

1. 定義

本通達による船舶又は物件の承認行為を「型式相当承認」という。



2. 型式相当承認の対象となる船舶又は物件

型式承認対象物件(対象となることが明らかな船舶又は物件を含む。)であって、当該物件の技術基準を定める省令等が制定又は改正されることが明らかであり、かつ当該物件の新しい型式承認試験基準が既に制定又は改正されているもの

3. 型式相当承認の申請

- (1) 上記2.の船舶又は物件について型式相当承認の取得を希望する製造者に、船舶又は物件を製造する主たる事業場の所在地を管轄する管海官庁へ申請書を提出させることとします。ただし、型式相当承認は省令等の施行後に当該船舶又は物件に係る型式承認を受けることを前提としていることから、申請の受理は当該船舶又は物件の技術基準を定める省令等の施行日の前日までとします。
- (2) 申請の際、次の書類を提出させることとします。なお、提出部数は3部(うち1部は申請を受けた管海官庁にて保管すること。)とします。
 - ① 必要事項を記載した「型式相当承認申請書」(別紙1)
 - ② 船舶等型式承認規則第5条第2項若しくは第8条、又は海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第5条第2項若しくは第8条に定める書類
 - ③ その他型式相当承認に必要な書類
- (3) 型式相当承認申請書を受理した管海官庁は、提出書類2部を海事局検査測度課長あてに送付します。各運輸支局、各海事事務所及び各運輸事務所にあっては、地方運輸局(神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む)を経由することとします。
- (4) 海事局検査測度課は、(3)の書類に不備が無いことを確認した後に、型式相当承認のための試験を実施します。当該試験は既に策定又は改正された型式承認試験基準を基に行います。
- (5) (4)の試験に合格し、申請者が当該船舶又は物件を製造する能力を有することが確認された場合、海事局検査測度課長は「型式相当承認書」(別紙2)を交付します。なお、型式相当承認書は申請を受理した管海官庁から申請者に交付されます。
- (6) 当該船舶又は物件の技術基準を定める省令等の施行後において、事務が結了していない場合は、申請の取り下げを行わせることとします。
- (7) 型式相当承認における手数料は徴収しません。

4. 型式相当承認書の有効期間

型式相当承認書の有効期間は省令等の施行後一ヶ月を超えない期間とします。ただし、有効期間満了前であっても、当該船舶又は物件の技術基準を定める省令等の施行後に型式承認を受けた場合は、その効力を失います。

5. 型式相当承認を受けた船舶又は物件について

型式相当承認を受けた船舶又は物件のプロトタイプ以外の量産品については、一般財団法人日本舶用品検定協会又は日本小型船舶検査機構(以下「JCI」という。)がプロトタイプとの同一性を確

認することにより船舶への搭載が可能となります。

なお、JCIにおいて同一性の確認を受ける対象船舶又は物件は、小型船舶又は小型船舶に搭載される物件に限ります。

6. 型式相当承認を受けた船舶又は物件に係る技術基準を定める省令等の施行後の取扱いについて

型式相当承認を受けた製造者は、当該型式相当承認を受けた船舶又は物件に係る技術基準を定める省令等の施行後に、当該船舶又は物件について船舶等型式承認規則第5条若しくは第8条、又は海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第5条若しくは第8条に定める申請を行うこととなりますので、当該申請を受理した管海官庁は速やかに海事局検査測度課へ進達することとします。なお、当該申請の際は、型式相当承認書(本紙)を添付させることとし、既に型式相当承認申請の際に提出している書類の提出を免除して差し支えないこととします。

型式相当承認申請書

平成 年 月 日

海事局検査測度課長
○○○○ 殿

申請者の氏名又は
名称及び住所

印

下記の船舶又は物件について型式相当承認を受けたいので、国海查第327号(平成24年11月29日付)により申請します。

記

1. 型式相当承認を受けようとする船舶又は物件の名称
2. 船舶又は物件の型式及び型式承認番号(既に型式承認を受けている船舶又は物件に限る。)
3. 船舶又は物件を製造する事業場の名称及び所在地

型式相当承認書

(申請者の住所)

(申請者の氏名又は名称) 殿

下記の型式の船舶(物件)については、国海查第327号(平成24年11月29日付)に基づき型式相当承認の審査を行った結果、国海查第〇〇〇号(平成〇年〇月〇日付)[船舶(物件)の名称]の型式承認試験基準に適合していることが確認されたので、型式相当承認をする。

記

1. 船舶(物件)の名称
2. 船舶(物件)の型式及び型式承認番号(既に型式承認を受けている船舶又は物件に限る。)
3. 型式相当承認書の有効期間
年 月 日まで
4. 備考

〇年〇月〇日

国土交通省海事局検査測度課長

〇〇 〇〇